

## 「外国人介護職員生活費等支援事業費補助金」における補助対象経費

※対象可否について

### (1) 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組に係る経費

経費	対象可否	理由
・入職後の日本語研修に係る費用	○	
・オンライン通話のための端末	○	
・【技能実習】監理団体に支払う監理料金	×	受入れにあたり共通で係る経費であるため
・【特定技能】登録支援機関に支払う支援料金	×	
・入国前日本語研修等に係る費用	×	
・入国後（入職前）日本語研修に係る費用 (= 【技能実習】法定の1か月前研修など)	×	入職後の日本語研修が対象
・コミュニケーションを促進する研修を受講するための旅費	×	受講費用のみ対象

### (2) 外国人介護職員の生活支援に必要な取組に係る経費

経費	対象可否	理由
・賃借料、共益費（管理費）、インターネット回線使用料、プロバイダ料金		
介護事業所が直接負担部分	○	
個人が直接負担部分	×	
登録支援機関負担、個人から徴収、事業所が手当等を支給部分	×	介護事業所が直接負担部分のみ対象であるため
・住居に係る保険料（24時間サポート料金等）	○	
・上記ア・イ以外の住居に係る経費 (借上げに係る修繕費、町内会費)	×	
・家電等		
冷蔵庫、洗濯機、掃除機、布団（ベット）、炊飯器、ガスコンロ、電子レンジ、トースター、カーテン、エアコン（取付費含む）	○	
自転車（自転車保険料含む）	○	
テレビ、PC、タブレット、スマートフォン、机、椅子、調理器具（包丁、まな板、フライパン、おたま等）、ドライヤ、物干し竿等	×	住居（生活）に必要な最低限のものが対象
生活雑貨、日用品（食材、衣類、医薬品、食器類、	×	消耗品は対象外とする
嗜好品（ゲーム機、浄水器など）	×	必要な最低限のものが対象
・敷金、礼金、更新料、送料等、事業の目的と照らし適当	×	他補助金と同様の考え方